## 執行理事会規程 新旧対照表

改正案	現行
(定足数)	(定足数)
第5条 執行理事会は、執行理事の3名以上の出席がなければ、会	第5条 執行理事会は、執行理事の2分の1以上の出席がなければ、
議を開くことができない。	会議を開くことができない。
附則 この規程は、2001年5月30日から施行する。	附則 この規程は、2001年5月30日から施行する。
22004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	22004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。
32013年4月1日付の改正は、2013年4月1日から施行する。	32013年4月1日付の改正は、2013年4月1日から施行する。
42014年6月20日付の改正は、2014年6月20日から施行する。	